

## 1 ご加入者(被保険者)となる方

全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員の組合員であり、保険期間の満了日において、満23歳未満であるか、学校教育法に定める学校(大学・専門学校など)の学生の方となります。

## 2 保険期間

新入学生の方が3月31日までに加入申込み(保険料払込み)された場合は、加入申込み後最初に到来する4月1日午前0時から卒業予定年の4月1日午後4時までとなります。4月1日以降に加入申込み(保険料払込み)された場合は、保険料払込日の翌日午前0時から卒業予定年の4月1日午後4時までとなります。

## 3 保障内容——ケガによる死亡

- ①お支払いする保険金:死亡保険金 急激かつ偶然な外来の事故【注】によりご加入者(被保険者)本人がケガをされ、その結果、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、10万円をご加入者(被保険者)の法定相続人にお支払いします。
- ②保険金をお支払いできない主な理由: ●ご加入者(被保険者)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為・犯罪行為・闘争行為によるケガ ●無資格運転・酒気帯り運転によるケガ ●山岳登山・スカイダイビング・ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ……など
- ※地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因で亡くなられた場合は保険金支払の対象になります。
- 【注】急激かつ偶然な外来の事故とは下記3項目を全て満たす場合をいいます。○急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ○偶然性=事故発生の予知できない、意思に基づかないもの ○外来性=身体の外からの作用によるもの(前記3項目に該当しない例)日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くずずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折、骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労、筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

## 4 保障内容——賠償事故の場合

### (1) 日常生活における賠償事故の場合

- ①保険の保障を受けられる方の範囲(日常生活個人賠償責任補償特約):ご加入者(被保険者)、ご加入者の親権者およびその他の法定の監督義務者、ご加入者の配偶者、ご加入者もしくはその親権者またはご加入者の配偶者の「同居の親族および別居の未婚のお子さま」です。未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。親権者とは未成年者(満20歳未満の方)かつ、婚姻をしたことがない方に対して親権を行う方をいいます。したがって保険期間の途中でご加入者が成年(満20歳以上)に達した場合は、上記の「親権者」にかかる部分は対象外となりますのでご注意ください。
- ②保険の保障を受けられる方の範囲(傷害見舞費用補償特約):ご加入者(被保険者)、ご加入者の親権者およびその他の法定の監督義務者です。

### (2) 正課の講義・行事・実習における賠償事故の場合

- ①保険の保障を受けられる方の範囲:ご加入者(被保険者)
- ②正課の講義・行事・実習の範囲: ●正課の講義/大学が授業として取り扱う講義、実験、実習、演習等をいいます。(臨床実習、看護実習等の医療関連実習も含みます。) ●学校行事/大学が教育活動の一貫として主催する行事をいいます。(正課の講義以外の大学が主催する行事を含みます。) ●教育実習/教育職員免許法第5条1項の別表第1、第2もしくは第2の2に定める単位修得のために行う、教育職員免許法施行規則第6条第5欄に掲げる教育実習をいいます。 ●特例実習/小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に定める特別支援学校または社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの方との交流等の体験をいいます。 ●インターンシップ/加入者(被保険者)が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うことをいいます。(アルバイトは含みません。) ●正課の講義、学校行事に準じるボランティア活動/正課の講義・学校行事に準じて加入者(被保険者)が行うボランティア活動をいいます。(部活動、サークル活動として行うボランティア活動は含みません。)

### (3) お支払いする保険金

偶然な事故により、他人の身体へ障害を与えたり、他人の財物を損壊したことによって法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。

お支払いする保険金		支払限度額
日常生活(正課の講義・行事・実習等を含む)における賠償事故	①損害賠償金	他人への身体障害および他人の財物の損壊に対するもの 被保険者が使用・管理する他人から借用した財物に対するもの
	②費用損害	争訟費用(あらかじめ共栄火災の承認が必要)・応急手当等費用(被害者の応急手当の費用等)・損害防止費用(事故の原因が生じた後に講じた損害の防止に必要な費用)・共栄火災への協力費用
	③臨時費用(他人の身体に障害を与えた場合)	被害者1名につき、被害者死亡の場合 10万円限度 被害者が20日以上入院の場合 2万円限度
	④見舞費用(傷害見舞費用特約)(加入者本人が、他人の身体に障害を与えたことにより、損害賠償金を支払うことなく保険会社の同意を得て償還として支払った弔慰金、入院見舞金等の費用および見舞品の購入費用)	被保険者1名につき死亡・後遺障害の場合 50万円限度 入院の場合 入院期間に応じ1.5万円~10万円 通院の場合 通院期間に応じ1万円~5万円 1回の事故について100万円が限度
正課の講義・行事・実習における賠償事故	①損害賠償金	他人への身体障害および他人の財物の損壊に対するもの
	②費用損害	争訟費用(あらかじめ共栄火災の承認が必要)・応急手当等費用(被害者の応急手当の費用等)・損害防止費用(事故の原因が生じた後に講じた損害の防止に必要な費用)・共栄火災への協力費用
	⑤医療関連実習で発生した事故に伴う治療、検査費用等(正課の講義等における医療関連実習の遂行に起因して、加入者本人の身体に感染による障害が発生またはそのおそれがある場合の感染予防または治療のための費用)	1事故 500万円限度/各保険年度 <sup>[注4]</sup>
	⑥他人の身体を不当に拘束し自由の侵害または名誉毀損、プライバシーの侵害による損害賠償金	1事故 500万円限度/各保険年度 <sup>[注4]</sup>

【注1】①の損害賠償金、②の応急手当等費用および損害防止費用については、合算して支払限度額(1億円)を限度にお支払いします。争訟費用については、①の損害賠償金が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じて保険金をお支払いします。【注2】生産物賠償責任保険については、1年間の限度額です。【注3】①の保険金請求権については損害賠償請求権者に優先権があります。損害賠償請求権者に①の保険金が支払われた場合、②の応急手当等費用および損害防止費用にてお支払いする金額は、支払限度額(1億円)から損害賠償請求権者に支払われた保険金を差し引いた金額を上限にお支払いします。【注4】各保険年度とは、保険期間中に到来する4月1日から翌年3月31日までの1年毎のことをいいます。※他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

### (4) 保険金をお支払いできない主な場合

日常生活における賠償事故	正課の講義・行事・実習における賠償事故
①故意による損害賠償責任 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ③被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ④被保険者の心神喪失、被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑤航空機、自動車 <sup>[注1]</sup> の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑥加入者(被保険者)と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ……など	⑦保険期間開始前に既に感染していた感染症にかかる治療、検査費用⑧排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任⑨大学が負担すべき被保険者(加入者)の管理責任にかかわる賠償事故 ……など
⑦アパートなどの借戸室(占有部分)の損壊について貸主に対する損害賠償責任⑧被保険者が受託した携帯電話 <sup>[注2]</sup> 、ノートパソコン <sup>[注2]</sup> 、携帯ゲーム機 <sup>[注2]</sup> 、携帯オーディオプレーヤー <sup>[注2]</sup> 、自転車 <sup>[注2]</sup> 、通貨、有価証券、貴金属、美術品、自動車 <sup>[注2]</sup> 、原動機付自転車 <sup>[注2]</sup> 、船舶、航空機、ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山などの危険な運動を行っている間の当該運動等のための用具 <sup>[注2]</sup> 、動・植物、建物(付属設備および付属建物を含む)、公序良俗に反する物の損壊、紛失、盗難…など	

【注1】自動車は道路以外の場所においてのみ通行の用に供するものであって、かつ受託品である場合において、被保険者が「正課の講義等」において、その目的にしたがって使用している間に生じた事故によって損害賠償責任が生じたときは、保険金をお支払いします。

【注2】被保険者が、正課の講義・行事・実習において、その目的にしたがって使用している間に生じた損失、紛失、盗取に対しては保険金をお支払いします。

## 5 保障内容——救護者・捜索救助費用

### (1) お支払いする保険金

加入者(被保険者)が搭乗している航空機や船舶が遭難した場合や、保険期間中に住宅外において被ったケガ、または保険期間中に発病し医師の治療を開始した疾病を直接の原因として継続して3日以上入院した場合等に、100万円を限度として救護者が負担した捜索救助費用や交通費、宿泊料等をお支払いします。

【注1】複数回お支払いの事由が発生した事故でも、同一年度生じた事故に対して100万円が限度となります。  
【注2】他の保険または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

### (2) 保険金をお支払いできない主な場合

- 加入者(被保険者)や保険金受取人の故意または重大な過失による事故●加入者(被保険者)の自殺行為・犯罪行為・闘争行為による事故●加入者(被保険者)が無資格運転・酒気帯り運転・麻薬等を使用した事故●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故●妊娠・出産・流産による事故●ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山などの危険な運動を行っている間の事故 ……など